

組合報 **あゆみ** 令和6年1月号

編集・発行／京都建設業事務組合・辰野行政書士事務所
〒602-8048 京都市上京区下立売通油小路東入西大路町139-3 3F
Tel (075) 411-4848・8880 Fax (075) 411-4800

年頭のごあいさつ 京都府知事 西脇 隆俊

活力にあふれ誇りの持てる京都づくりへ

明けましておめでとうございます。府民の皆さまにおかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶^{よろこ}び申し上げます。

昨年を振り返りますと、まず新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更され、世の中が少しずつ日常を取り戻しました。長きにわたり感染防止対策にご協力いただいた府民の皆さま、そして、医療従事者をはじめ関係の皆さまに、心から感謝と敬意を表します。そして、明治以来中央省庁で初となる文化庁の京都移転が実現しました。千年にわたる歴史と文化が日々の生活に息づく京都で国と協力して新しい文化政策を創り上げることは、京都のみならず日本全体の地方創生推進に向けての大きな一歩であり、私たちは着実に新たな歴史の扉を開けつつあります。

「進まざる者は必ず退き、退かざる者は必ず進む」。これは、明治時代に活躍した啓蒙思想家・福沢諭吉の言葉です。目まぐるしく社会が変化を続ける現代において歩みを止めることは、後退するに等しいかもしれません。しかし、時代の変化を柔軟に受け容れながら、受け継がれてきた伝統に常に新しい息吹を吹き込む営みは、これまで京都が脈々と続けてきたことであり、これからも京都が担っていくことです。時には歩みを止めて振り返ることも必要ですが、社会が歴史的な転換点を迎えている中、小さな歩みを積み重ねて大きな前進につなげ、新しい価値を常に生み出し続け、活力にあふれ誇りの持てる京都づくりを進めてまいります。

来年には、いよいよ大阪・関西万博が開幕します。新名神高速道路も全線開通に向け、着実に整備が進められております。私たち京都が得意とする交流の力を発揮して、多くの人、企業、文化の「新しいつながり」を創り、伝統と革新を融合させながら、未来の京都を担う人や企業を育て、文化を創ってまいります。そして「文化の都・京都」を世界に発信しながら、世界の人たちを京都府全域でおもてなししたいと考えております。

今年は辰^{たつ}年です。雲を払い、蒼天^{そうてん}に向かって昇っていく龍のように、私たちに託された京都の未来に向けて、京都府総合計画に掲げた一つ一つのプロジェクトを大きく動かしてまいります。

今年一年の皆さまのご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げ、新年のごあいさつといたします。

時間外労働

参考図：厚生労働省発行「建設業 時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」より

「組合報 あゆみ」においてもこれまで幾度か取り上げておりますが、時間外労働の上限規制については、働き方改革関連法による改正後の労働基準法により法定化され平成 31 年より施行されています。建設の事業については時間外労働の上限規制の適用が猶予されていましたが令和 6 年 4 月 1 日からは適用事業となります

法定の労働時間、休憩、休日

- 使用者は、原則として、1 日に 8 時間、1 週間に 40 時間を超えて労働させてはいけません。
(法定労働時間)
- 使用者は、労働時間が 6 時間超える場合は 45 分以上、8 時間を超える場合は 1 時間以上の休憩を与えなければいけません。
- 使用者は、少なくとも毎週 1 日の休日か、4 週間を通じて 4 日以上の日を休ませなければなりません。(法定休日)

これらを超えて労働者に時間外労働をさせる場合や法定休日に労働させる場合には、

- ・労働基準法第 36 条に基づく労使協定(36(サブログ)協定)の締結
- ・36 協定の所轄労働基準監督署長への提出

が必要です。36 協定では、「時間外労働を行う業務の種類」や「時間外労働の上限」などを決めなければなりません(36 協定は労働時間を短縮することを目的としています)。

時間外労働の上限は、原則として月 45 時間・年 360 時間となり、臨時的な特別の事情が無ければこれを超えることが出来ません。また、臨時的な特別の事情であって労使が合意する場合(特別条項)でも、以下を守らなければなりません。

時間外労働の上限規制

- ①時間外労働が年 720 時間以内
- ②時間外労働と休日労働の合計が月 100 時間未満
- ③時間外労働と休日労働の合計について、2~6 ヶ月平均 80 時間以内
- ④時間外労働が月 45 時間を超えることが出来るのは、年 6 回が限度

上限規制のイメージ

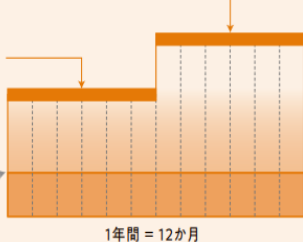
改正後

法律による上限(原則)

- 月 45 時間
- 年 360 時間

法定労働時間

- 1日 8 時間
- 週 40 時間



法律による上限
(特別条項/年6回まで)

- 年 720 時間
- 複数月平均 80 時間*
- 月 100 時間未満*

* 休日労働を含む。

※特別条項の有無に関わらず、1 年を通して常に時間外労働と休日労働の合計は、月 100 時間未満・2~6 ヶ月平均 80 時間以内にならなければなりません。例えば、時間外労働が 45 時間以内に収まって特別条項にはならない場合であっても、時間外労働 44 時間+休日労働 56 時間・のように合計が月 100 時間以上になると法律違反となります。

また、上記②および③については、災害時における復旧・復興の場合に限り、令和 6 年 4 月 1 日以降も適用されません。ただし、①および④については適用となりますのでご注意ください。今回の法改正では、36 協定で定める延長時間の上限だけでなく、休日労働も含んだ 1 ヶ月あたりおよび 2~6 ヶ月の平均時間数にも上限が設けられています。これまでとは異なる方法での労働時間管理が必要になり、36 協定を締結・届出を行った場合、内容を遵守するよう日々の労働時間を管理しなければなりません。労働基準法上の「労働時間」は、使用者の指揮命令下にある時間のことをいい、使用者の明示・黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間です。(着替えや作業準備/片付け時間・安全教育などの時間も労働時間に含まれます。)

労働保険年度更新

事前予告!!

○労働保険年度更新

弊所へ労働保険事務委託をいただいております皆さまにつきましては、例年3月頃に労働(労災・雇用)保険の年度更新についてご案内をしております。年度更新とは毎年4月1日から翌年3月31日までの年度を単位とし、【前年度の**確定**保険料】と【新年度の**概算**保険料】をあわせて計算し申告・納付をすることです。

弊所では委託事業所様へお送りする下書き用紙にて、現場労災保険(605)については元請工事の詳細を、雇用保険(602)や事務所労災保険(606)等については従業員の方々の賃金総額を伺い、全委託事業所分をまとめて申告・納付いたします。来年度にむけたご案内も現在準備を進めておりますので、当該ご案内がお手元に到着した際には、記載いたします期日までに下書き用紙のご提出をいただきますようご協力をお願いいたします。

○労災保険 特別加入制度

また労災保険特別加入制度にご加入の中小事業主・家族従事者・一人親方の方々につきましては、加入時に給付基礎日額(原則として労働基準法の平均賃金に相当する額)を決めていただいておりますが、**給付基礎日額**は変更できる期間が定められており、弊所では**2月下旬～3月中旬頃まで変更受付**を承っております。

上記年度更新ご案内時に特別加入者様の給付基礎日額変更についても含めてご案内をいたしますが、中小事業主・家族従事者様がいらっしゃる委託事業所様へのご案内は3月になりますことを鑑み、変更をご希望される場合は事前にお声がけをいただけますと幸いです。

『労働保険』は従業員だけでなく、会社の安全を守ります

労働保険は政府が管理・運営する“強制保険”です。労働(通勤)災害や失業等が発生した際に保険給付等をおこなうことにより労働者の福祉の増進を図る制度であり、原則として雇用形態にかかわらず労働者を一人でも雇っていれば労働保険の適用事業所となります。加入手続きの指導を受けたにもかかわらず手続きを行わない場合、事業主に罰則規定もあります。また労働災害が発生した場合、事業主から遡って保険料を徴収するほか、労災保険給付に要した費用の全部または一部を徴収される場合があります。

公共工事に参加しませんか？

公共工事とは、国や自治体・独立行政法人などが発注する公共性のある施設建設やインフラ整備などを行う工事のことです。公共工事を直接請け負う場合には経営に関する客観的事項審査(経営規模等評価審査申請＝経審)を受けることが義務付けられています。公共工事の各発注機関は、競争入札に参加しようとする建設業者について、以下【客観点】および【主観点】を基に資格審査が行われます。

- 客観的事項(経審)は建設業法に基づき公共工事を受注しようとする建設業者を共通の基準により評価します。【客観点】
- 主観的事項は各発注機関が独自に設けており、地域の実情などを踏まえ、地域における実績や地域貢献など発注者が独自の基準により評価します。【主観点】

公共工事は民間工事と比べ規模の大きいものが多く、安定した受注を中長期的に請け負うことが出来、貸倒れのリスクもないため安心して工事を請け負うことが可能です。また経審結果は一般公開されており競争入札参加資格を持った業者は格付評点も公開している官公庁が多いため受注機会を増やすなど対外的にアピールも出来ます。弊所では客観点・主観点向上のサポートも行っており、経審申請・各自治体への入札参加申請において多くの業者様にご依頼を頂いております。公共工事・経審に興味がある等、詳しく知りたい方は是非お気軽にご相談ください。

変更届をお忘れなく

所在地や役員・株主などに変更が生じた場合、建設業許可や産業廃棄物収集運搬業、入札参加資格、建築士事務所登録へ“変更届”を提出しなければなりません。提出に際し期限が設けられている場合もございますので、変更が生じた場合は早めに弊所までご連絡をお願いいたします。

【建設業許可】

○経營業務管理責任者 / 専任技術者など

… 発生から2週間以内 ※許可要件となっておりますのでご注意ください。

○商号・名称 / 所在地 / 資本金 / 役員など … 発生から30日以内

【産業廃棄物収集運搬業】

○株主 / 運搬車両 / 事務所・事業場・駐車場 など

… 発生から10日以内 ※運搬車両の変更漏れが散見されますのでご注意ください。

○(法人) 商号・名称 / 所在地 … 発生から30日以内

○(個人) 氏名・住所 … 発生から10日以内

【建築士事務所】

○名称 / 所在地 / 開設者 / 役員 / 管理建築士 … 発生から2週間以内

○所属建築士 … 発生から3ヶ月以内

入札参加資格申請

現在、弊所にてお伺いしている競争入札参加資格審査申請につきまして、令和6年度の申請分についておおよその申請が完了しております。お忙しい中、書類のご準備などご協力を賜りましたこと厚く御礼申し上げます。

尚、受付が2月以降となる申請先等に関しましては、時期が参りましたら改めてのご対応をお願いする場合がございますが予めご了承のほどお願い申し上げます。

【例】木津川市/各土地改良区/他県工事/物品申請/京都府(追加申請)・・・など。

決算後の提出は義務です

建設業許可を受けた建設業者は、毎年決算終了後4ヶ月以内に【事業年度終了変更届】を提出しなければなりません。現在、過去5年間【事業年度終了変更届】未提出業者の建設業許可更新の受付は受理されません。弊所へ建設業許可更新・経営規模等評価審査申請(経審)をご委託いただいている業者様につきましては、適時ご案内をお送りしており、決算報告書や工事経歴書などを頂戴した後、弊所より提出をさせていただきます。

“京都石川県人会”より「能登半島地震」義援金ご協力のお願い

令和6年1月に発生した能登地方を震源とする地震により被災された皆さまならびにご家族の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。さて、ご存じの方もいらっしゃるかと存じますが、弊所代表 辰野六雄は石川県川北町の出身で『京都石川県人会』に所属しており、副会長および幹事長を務めております。

当会では今回の震災に伴い、一日も早い復旧・復興のため義援金を募集しており、この場を借りまして、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。また、ご家族やご友人などにもお声がけをいただけますと大変幸甚に存じます。皆さまのまごころを被災地に届けます。何卒、ご協力の程お願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら県人会事務局(TEL:075-241-2244)または弊所 辰野六雄へご連絡ください。

【振込先】 京都銀行 京都市役所前支店 普通 3811422